

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	既存の地盤補強材を活用した不等沈下対策についての研究
発 注 課	建) 土木部市街地復旧推進室
選 定 事 業 者	国立大学法人 北見工業大学
<p>随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p> <p>平成30年北海道胆振東部地震により切盛境界部で不等沈下による被害が発生した美しが丘地区や月寒東地区の対策工の選定については、既存の変状抑制対策を基本としながらも、地下水への影響や土質・材料の特性も踏まえた先例の無い検討となり、高度な技術的判断が必要となる。</p> <p>研究担当者の代表として予定している北見工業大学地球環境工学科の川口貴之准教授は降雨・地震・融雪水の影響を受けた土構造物の変状・崩壊メカニズムの解明や既往の地盤補強材を活用した土構造物安定工の開発・実験・評価に関する研究を数多く行っている。</p> <p>加えて、発災直後に地盤工学会北海道支部の「地盤災害緊急調査団」として各被災地を調査し、被災状況を把握されていること、昨年度実施した、里塚地区の市街地復旧対策の検討に技術的アドバイザーである山下教授とともに多くの助言をいただいていることから、当該研究の実施にあたっては、同准教授の知識と経験が必要であると判断される。</p> <p>従って、当該研究は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約の目的を達成させるために、技術やノウハウ等の優れた者と契約がすることが必要不可欠であるもの）に該当するため随意契約とするものである。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和元年12月10日